



平成 30 年 7 月 9 日

企業主導型保育施設用資産の割増償却について

平成 30 年度税制改正により、個人又は法人が、2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3 年間 12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとなりましたのでご案内いたします。

割増償却の適用を受けようとする助成決定事業者にあつては、下記について十分にご確認の上、管轄の税務署への申請手続きを行ってください。

記

1. 企業主導型保育施設用資産の割増償却の内容

次の添付書類にて内容の確認をお願いいたします。

- ①平成 30 年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取扱いについて（平成 30 年 7 月 6 日内閣府通知）
- ②租税特別措置法・租税特別措置法施行令・租税特別措置法施行規則（抄）
- ③企業主導型保育事業に対する税制上の措置
- ④平成 30 年度税制改正（企業主導型保育施設用資産の割増償却）に関する FAQ
- ⑤税制適用確認書兼確認申請書（様式）

2. 企業主導型保育施設用資産の割増償却の対象

(1) 割増償却の対象となる資産の範囲

- ①企業主導型保育施設の建物及びその附属設備
- ②企業主導型保育事業の用に供するため、新品で取得した遊戯用の構築物・遊戯具、家具、防犯設備（以下、「幼児遊戯用構築物等」という。）

ア 遊戯用の構築物・遊戯具の例

- ・滑り台 ・ぶらんこ ・ジャングルジム ・キッズクライミング
- ・トランポリン ・アスレチック ・スプリング遊具 ・プールなど

イ 家具の例

- ・テーブル ・イス ・ベンチ ・ラック ・ベッド ・ロッカー
- ・たんす ・机など

※乳幼児が使用する家具に限らず、職員等が業務上で使用するものも対象となります。家電製品、自動車など、家具に該当しないものについては対象とはなりません。

ウ 防犯設備の例



- ・防犯カメラ ・レコーダー ・モニター ・防犯アラーム
- ・緊急ボタン ・防犯センサーなど

(2) 割増償却の対象となる資産取得の時期

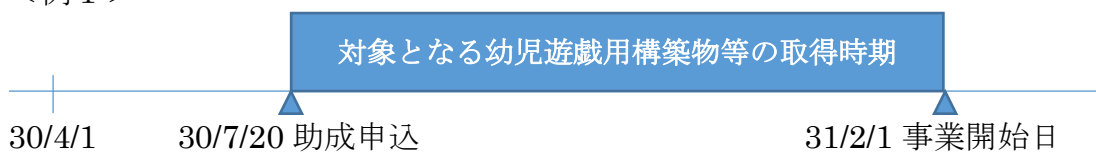
①企業主導型保育施設の建物及びその附属設備

2018年4月1日から2020年3月31日までの間に新設又は増設をしたもの。

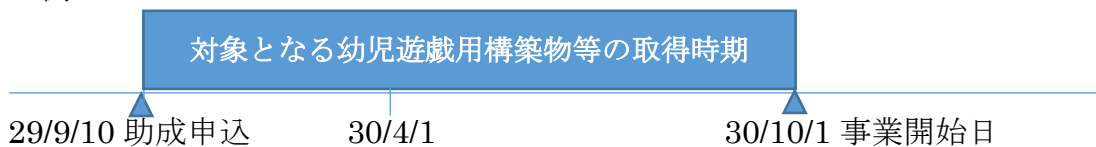
②幼児遊戯用構築物等

整備費又は運営費の助成申込日から事業開始日までに取得等したもの。

<例1>



<例2>



(3) 割増償却の対象期間

事業開始日以降3年以内で企業主導型保育事業の運営費助成金の交付を受ける期間。

3. 割増償却の適用の申請方法

割増償却の適用を受けようとする助成決定事業者は、法人税（法人）又は所得税（個人事業主）の申告時に、公益財団法人児童育成協会（以下、「協会」という。）が確認・押印した「税制適用確認書兼確認申請書」を管轄の税務署に提出する。

4. 協会に対する「税制適用確認書兼確認申請書」の確認申請手続き

- (1) 企業主導型保育事業ポータルサイトのダウンロード*の8.企業主導型保育施設用資産の割増償却にある「税制適用確認書兼確認申請書」に必要事項を記入し、印刷、押印する（記入例は別シート）。

*<http://www.kigyounaihoiku.jp/download>

- (2) 協会にメール (syukai@kigyounaihoiku.jp) で確認申請を行う。

①メールタイトル：「税制適用確認書兼確認申請書（申請事業者名）」

②添付書類：

- ・「税制適用確認書兼確認申請書」（押印後のPDF）



- ・助成決定通知書（整備費及び運営費）
- ・整備費を受けずに新設又は増設を行った場合は、工事契約書、図面
- ・共同で出資して保育施設を設置した場合は、共同設置契約書

(3) 協会は、毎月 10 日までに提出された「税制適用確認書兼確認申請書」については、当月月末までに確認を行い（添付書類が揃っているものに限る）、確認申請があったメールアドレスに返信する。